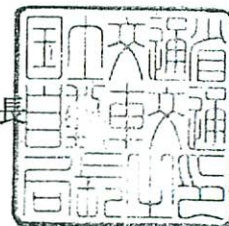




国自技第 140 号の 4
国自環第 138 号の 4
平成 18 年 9 月 27 日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正
について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達
しました。

貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員
（組合員）に対し周知方願います。

国自技第 140 号
国自環第 138 号
平成 18 年 9 月 27 日

各 地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正
について（依命通達）

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 18 年国土交通省令第 22 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 18 年国土交通省告示第 978 号）が平成 18 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）別添「自動車検査業務等実施要領」を別添（新旧対照表）のとおり改正し、平成 18 年 10 月 1 日から実施することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう留意されたい。

なお、改正後の自動車検査業務等実施要領 3-4-11(5)の規定は平成 19 年 1 月 1 日から適用し、3-4-19 29.のうち平成 18 年 9 月 30 日以前に高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車として登録された自動車であって座席ベルトの構造、取付位置に変更がない自動車に係る規定は、平成 19 年 9 月 30 日までは従前の例により取り扱ってよいことを申し添える。

別添

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部を改正について

新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号

最終改正：平成 18 年 9 月 27 日国自技第 140 号・国自環第 138 号

改正	現行								
<p>別添</p> <p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章</p> <p>3-1～3-4-10 (略)</p> <p>3-4-11 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。ただし、保安基準第 55 条に基づく基準緩和の認定（以下「<u>基準緩和認定</u>という。）を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成 10 年 3 月 31 日自技第 61 号）に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあっては、乗車定員数の算出に関し、基準緩和認定を受けた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書きで附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記載する。</u></p> <table border="1" data-bbox="215 1303 1117 1400"><thead><tr><th>乗車定員</th><th>最大積載量</th><th>車両重量</th><th>車両総重量</th></tr></thead><tbody><tr><td>80 [40] 人</td><td>— kg</td><td>4810 kg</td><td>9210 [7010] kg</td></tr></tbody></table>	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	80 [40] 人	— kg	4810 kg	9210 [7010] kg	<p>別添</p> <p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章</p> <p>3-1～3-4-10 (略)</p> <p>3-4-11 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。ただし、保安基準第 55 条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成 10 年 3 月 31 日自技第 61 号）に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量						
80 [40] 人	— kg	4810 kg	9210 [7010] kg						

備考

乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車設備を最大に利用した状態を示す。

(6)～(10) (略)

3-4-12～3-4-18 (略)

3-4-19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第3号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. ～28. (略)	(略)	(略)
29. 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、 <u>高速道路等を運行しない自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)</u>	<u>高速道路等を運行しない旨</u>	<u>高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合</u>

(以下略)

別表第2

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

(5)～(6) (略)

3-4-12～3-4-18 (略)

3-4-19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第3号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. ～28. (略)	(略)	(略)

(以下略)

別表第2

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車両総重量等の区分	排出ガス	排出物	ディーゼル車	ガソリン車・LPG車

				第 31 条の 2 告示の基準	平均排出 ガス基準	第 31 条の 2 告示の基準	平均排出 ガス基準
乗用車	車両重量 1265kg 以下	10、10・15	NOx	0.48g/km	0.25g/km	—	—
		6		100ppm	70ppm	—	—
		13	3.1g/kWh	2.6g/kWh	—	—	
		10・15	PM	0.055g/km	0.026g/km	—	—
	13	0.13g/kWh		0.04g/kWh	—	—	
	車両重量 1265kg 超え	10、10・15	NOx	0.48g/km	0.25g/km	—	—
		6		100ppm	70ppm	—	—
		13	3.1g/kWh	2.6g/kWh	—	—	
10・15		PM	0.055g/km	0.028g/km	—	—	
13	0.13g/kWh		0.04g/kWh	—	—		

以下 略

注) 略

附則

本改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。ただし、3-4-11(5)の規定は平成 19 年 1 月 1 日から適用することとし、3-4-19 29.のうち平成 18 年 9 月 30 日以前に高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車として登録された自動車であって座席ベルトの構造、取付位置に変更がない自動車に係る規定は、平成 19 年 9 月 30 日までは従前の例により取り扱ってよい。

				第 31 条の 2 告示の基準	平均排出 ガス基準	第 31 条の 2 告示の基準	平均排出 ガス基準
乗用車	車両重量 1265kg 以下	10、10・15	NOx	0.48g/km	0.25g/km	—	—
		6		100ppm	70ppm	—	—
	10・15	PM	0.055g/km	0.026g/km	—	—	
	13		0.13g/kWh	0.04g/kWh	—	—	
車両重量 1265kg 超え	10、10・15	NOx	0.48g/km	0.25g/km	—	—	
	6		100ppm	70ppm	—	—	
	10・15	PM	0.055g/km	0.028g/km	—	—	

以下 略

注) 略